

19年度決算による各比率と財政健全化基準との比較

(単位：%)

区 分	遠野市の比率		基準との比較等	早期健全化基準			財政再生基準	
	19年度	18年度		市町村	遠野市の基準	都道府県	市町村	都道府県
実質赤字比率	-	-	健全範囲	11.25～15 (財政規模による)	13.25	3.75	20	5
連結実質赤字比率	-	-	健全範囲	16.25～20 (財政規模による)	18.25	8.75	30 (3年間は経過措置として10%から15%の引上げ措置)	15
実質公債比率	18.0	18.7	許可団体	25 (18以上が許可団体)			35	
将来負担比率	125.2	139.4	健全範囲	350		400		
資金不足比率 (公営企業ごと)	各会計とも -	各会計とも -	健全範囲	10 (起債許可)	20 (経営健全化基準)			
計画の策定			該当なし	財政健全化計画 健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合に定めなければならない。			財政再生計画 健全判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合に定めなければならない。	
計画策定手続等			該当なし	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣、都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。			議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	
地方債の制限							財政計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。	
地方債の制限の特例							収支不足額を振り替えるため、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政計画の計画期間内である地方債(再生振替特例債)を起すことができる。	
国の勧告等				財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができる。			財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。	